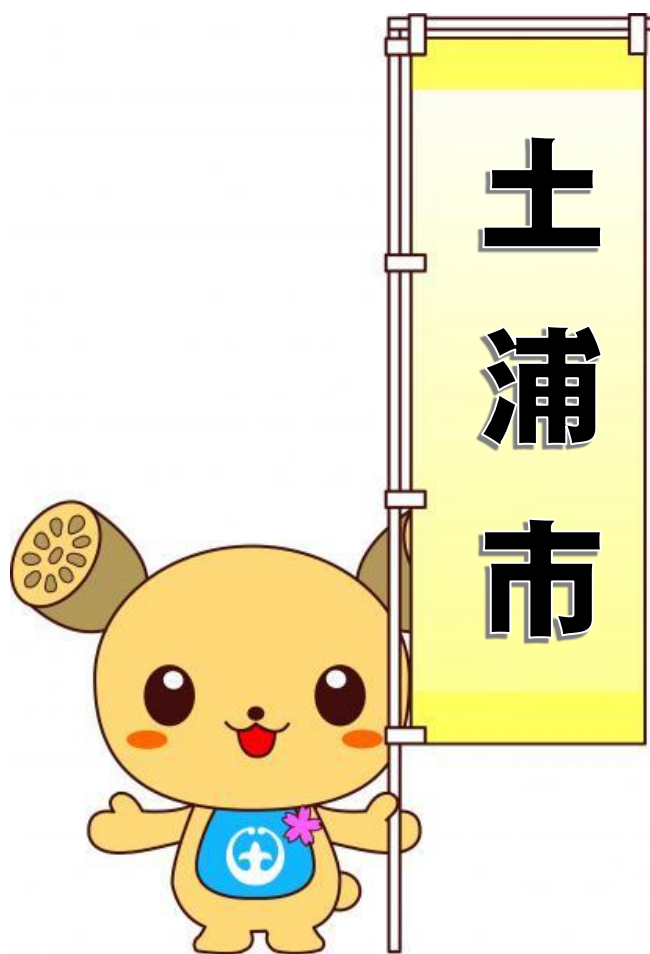


土浦市地域クラブ活動ガイドライン



土浦市イメージキャラクター つちまる

令和5年10月

土浦市教育委員会

<目 次>

ガイドライン策定の趣旨

I 地域クラブ活動の在り方

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 参加者
- (2) 運営団体・実施主体
- (3) 指導者
- (4) 活動内容
- (5) 適切な休養日の設定
- (6) 活動場所
- (7) 費用負担
- (8) 保険の加入

2 学校との連携

- (1) 教育的意義
- (2) 情報の共有と提供

II 学校部活動との連携及び段階的な地域移行に向けた環境整備

1 休日活動の在り方の検討

- (1) 検討体制の整備
- (2) 段階的な地域移行

2 土浦市における総合的・計画的な取組

- (1) 推進計画の策定

III 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 2 大会等への参加の引率
- 3 大会等の運営への従事
- 4 大会等の在り方

【ガイドライン策定の趣旨】

- 1 本ガイドラインは、土浦市内の中学生を対象として学校部活動から移行した地域クラブ活動についての考え方を示すものであり、少子化の中でも、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境となるようにするとともに、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる素地を養うことができるよう、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものである。
- 2 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 3 土浦市内の中学生を対象としているため、各学校及び中体連等の大会を運営する団体においても、地域や競技団体等の実情に応じながら、積極的に環境整備に向けて取り組むことが望ましい。
- 4 土浦市教育委員会（以下、「市教委」という）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとする。

I 地域クラブ活動の在り方

学校部活動を含めた、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能なものとなるよう、学校と地域との連携・協働により、新たに地域クラブを整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として行われるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、新しい価値の創出を目指し、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒を対象とする。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

市教委は、関係者等の協力を得ながら、地域クラブ活動の運営団体及び実施主体の整備・充実を支援する。その際の運営団体・実施主体は、土浦市の持続可能な部活動及び地域クラブ活動の推進に寄与する団体を想定する。

② 市教委は、スポーツ庁が示す『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知する。

③ 関係者間の連携体制の構築等

土浦市部活動改革検討協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を策定し、公表するとともに、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任について明確にし、共通理解を図ること。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

ア 市教委は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、

茨城県の指導者人材バンク等も活用しながら、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、有資格の指導者等と連携したり、各種の研修に積極的に参加したりすること。

ウ 運営団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処すること。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故報告及び体罰・ハラスメントを根絶すること。

イ 指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等を行うこと。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ競技の国内統括団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」を活用して指導を行うこと。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体又は指導者は、必要に応じて、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を習得すること。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、退職教師、兼職兼業を希望する教師等、部活動指導員となっている人材などを活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる数の指導者を確保すること。

イ 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考にしつつ、地域ク

ラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。また、市教委が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校運営に支障がないことも勘案して許可する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、教師等を指導者として雇用する際には、移動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるように留意すること。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な労務管理に努めること。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保すること。また、その内容等を生徒や保護者に広く周知すること。

(5) 適切な休養日の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動計画を策定する際に『土浦市部活動運営方針』に定める休養日及び活動時間等の設定に準じて、適切に休養日や活動時間を設定すること。

イ 休養日及び活動時間については、複数の学校の在籍生徒で構成されることに鑑み、参加者が在籍するそれぞれ学校の実態を踏まえ、必要に応じて、各学校とも連絡調整を行いながら適切に設定する。

(6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の中学校・義務教育学校をはじめとして、小学校や廃校施設、公共のスポーツ文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努めること。

イ 市教委は、学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するとともに、学校の

負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(7) 費用負担

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。

イ 市教委は、施設利用料の減免や送迎面での配慮などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 市教委は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けられる体制の整備を進める。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、校正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。その際、分野・競技特性及びこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえて適切な補償内容・保険料である保険を選定すること。

2 学校との連携

(1) 教育的意義

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、生徒の望ましい成長を保障していく観点においても教育的異議

を持ちうるものであるため、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、教育的機能を一層高めていくことが求められる。

(1) 情報の共有及び提供

ア 地域クラブ活動と学校部活動との間では、活動内容や指導者に差異が生じるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況等の共通理解を図るとともに、日々の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用するなど効率的・効果的に情報共有を行い、参加者や保護者等に対しても丁寧な説明が行われるよう配慮すること。

イ 市教委は、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な助言指導を行うとともに、地域で実施されている地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に周知するなどして、生徒が自分にふさわしい活動を選択できるようにする。

Ⅱ 学校部活動との連携及び段階的な地域移行に向けた環境整備

1 休日活動の在り方の検討

(1) 検討体制の整備

ア 市教委は、地域移行を円滑に進めるための協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒及び保護者・教職員のニーズを適宜把握しながら、段階的な地域移行に向けた環境の整備方法等を検討し、実行する。

イ 市のスポーツ協会や文化協会などの団体は、必要に応じて地域クラブ活動の取組の助言・支援を行う。

ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、市教委や地域クラブの運営団体・実施主体等と協力・協働して、段階的な地域移行に向けた環境の整備に取り組む。

(2) 段階的な地域移行

ア 地域移行に向けては、市教委が主導して社団法人等の運営団体を設立し、活動の場の確保や地域クラブに指導者を配置する等、持続可能な地域クラブ活動の体制を整備する。

イ 市教委及び学校は、部員数が少なく自校のみでの部活動の運営が困難であったり、専門的な指導力を有する分野において適切な指導ができる顧問を配置することが困難であったりする場合などの理由で合同部活動や拠点校部活動等での活動が適切である部活動から優先的に地域クラブ活動への移行できるよう努める。

ウ 市教委及び学校は、地域クラブへの移行前の部活動においても、必要に応じて、合同部活動や拠点校部活動にて部活動を運営したり、部活動指導員や外部指導者等を適切に配置したりすることにより、生徒の活動環境を確保することに努める。

2 土浦市における総合的・計画的な取組

(1) 推進計画の策定

ア 市教委は、国及び茨城県から出される方針や今後の動向を注視しながら推進計画を策定し、学校、保護者、関係団体等に対して、取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 市教委は、優先的に地域クラブ活動へ移行した部活動を先行実施のモデルとして、その成果や課題を精査し、後に続く地域移行がより円滑に進められるよう、推進計画等についても見直しや改善を図る。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会の参加資格を学校単位に限定することなく、合同チームや地域クラブ活動からも参加できるように大会の在り方について見直しを行うことが求められる。

イ 大会等の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動が混在する状況に鑑み、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、参加登録の在り方を決定し、広く周知することが望まれる。

ウ 学校及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各種大会の参加登録の在り方を確認するとともに、その情報を生徒及び保護者に周知し、生徒が選手として二重登録されるなどの理由で大会等に参加できなくなるようなことがないように、生徒や保護者の意思を十分に確認すること。

2 大会等への参加の引率

ア 大会等の主催者は、生徒の安全確保等に留意しつつ、できる限り教師が引率しなくてもよい体制の整備を進めるため、部活動指導員や外部指導者の引率等についても大会等の規定に位置付けることが求められる。

3 大会等の運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせることを基本とし、人員が不足する場合は外部委託するなど、適切な体制を整えることが望ましい。また、参加団体の指導者に審判員等での大会運営への参加を求める際には、大会等の主催者のスタッフとして委嘱し、主催者の一員として従事することを明確にする。

イ 市教委や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じて大会運営等に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

ウ 市教委や校長は、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合は夏の時期を避けることが望ましい。

イ 大会等の主催者は、大会等の開催が可能な環境基準として、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示すこと。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等の理由で大会日程が過密になった場合について事前に協議しておき、試合数の調整や、大会等の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先にして対応する。

4 大会等の在り方

ア 市教委及び学校、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが、生徒や保護者及び指導者の過度な負担にならないよう、参加する大会等が適正な回数となるよう精選する。

イ 大会等の主催者は、例えば、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫により誰もが参加機会を得られるよう配慮する。